

ご確認ください 合併に伴い必要となる手続

平成17年1月1日の合併に伴い、大部分の事務においては住民の皆さんによる手続の必要はありませんが、一部で変更の手続が必要なものがあります。そこで、これまで町村で取り扱っていた各種手続を始め、国・県等の主な手続を、「手続をしていただく必要があるもの」と「手続をしていただく必要がないもの」に分けてご紹介します。

上越市にお住まいの皆さんは合併に伴う手続は一切不要です。

電話番号は合併しても変わりません。

(※これまで電話をかける時に市外局番が必要だった地域は、合併後も引き続き必要です。)

郵便番号は合併しても変わりません。

(※頸城村と三和村の一部では、合併前に郵便番号を変更します。)

「手続をしていただく必要があるもの」

■ 合併に伴い、住民の皆さんから変更の手続をしていただく必要があるもの

次の証書類や登録証、カード等を所有している方は、交換や書換えなどの変更が必要になりますので、忘れずに手続してください。なお、手続は無料です。

※お問い合わせ先の中の上越市の担当課の名称は、12月1日現在のものです。今後変更になった場合は改めてお知らせします。

〔町村の事務に関するもの〕

項目	皆さんに行っていただく手続				お問い合わせ先	備考
	時期	会場	対象者	方法		
児童扶養手当証書	平成17年1月4日 ～ 平成17年7月31日	本庁または区総合事務所 ※1	本人	交換	各町村役場の担当課または上越市こども福祉課	病気など止むを得ない場合、郵送も可能です
ファミリーサポートセンター会員証	平成16年12月の説明会開催時または随時	センター、中郷村・板倉町役場	現在加入している会員	申請書の提出	各町村役場の担当課または上越市こども福祉課	12月に説明会を開催し、申請を受け付けます
印鑑登録証	平成17年1月4日 ～ 平成17年2月28日	本庁または区総合事務所 ※1	本人または同一世帯員もしくは本人の代理人	交換	各町村役場の担当課または上越市市民課	
住民基本台帳カード	平成17年1月4日 ～ 平成17年2月28日	本庁または区総合事務所 ※1	本人または代理人	交換	各町村役場の担当課または上越市市民課	12月中旬ころ、本人に文書でお知らせします

公的個人認証電子証明書	平成17年1月4日 ～ 平成17年2月28日	本庁または区総合事務所 ※1	本人または代理人	交換	各町村役場の担当課または上越市市民課	12月中旬ころ、本人に文書でお知らせします
外国人登録証明書	合併後、各種申請等のため登録証明書の提出があった時	本庁または区総合事務所	本人または同居の親族	書換え	各町村役場の担当課または上越市市民課	
郵便等投票証明書	合併後、上越市議会議員の増員選挙前までに	—	本人または同一世帯員もしくは本人の代理人	郵送による交換	各町村役場の担当課または上越市選挙管理委員会事務局	合併後の1月中旬ころ、本人に文書でお知らせします
政治活動用看板の証票	合併後、上越市議会議員の増員選挙前までに	本庁	本人及びその後援団体	返還または交換	各町村役場の担当課または上越市選挙管理委員会事務局	12月中旬ころ、登録者に文書でお知らせします

※1：お手続きは、原則として、現在お住まいの地域の区総合事務所で行ってください。なお、それ以外の場所での手続きを希望される場合は、あらかじめ現在お住まいの地域の区総合事務所に電話でご予約ください。

〔その他公的機関の事務に関するもの〕

項目	皆さんに行っていただく手続				お問い合わせ先
	時期	会場	対象者	方法	
郵便貯金通帳・証書 (非課税貯金)	合併後、速やかに	最寄りの郵便局	本人または代理人	本人確認できる書類、住所表示変更証明書（合併後の住所が掲載されていれば保険証も可）、印鑑、通帳及び証書を持参し異動届を提出	最寄りの郵便局

● 合併証明書・住所表示変更証明書を無料で交付します ●

合併したことを証明する「合併証明書」及び合併に伴う住所表示の変更を証明する「住所表示変更証明書」を、合併後、無料で交付します。住所や所在地の変更の手続に当たり、この証明書が必要な方は、次の窓口においてください。

- 本庁（市民課）
- 南・北出張所
- 区総合事務所

「手続をしていただく必要がないもの」

■ 合併前に上越市からお送りするもの

次の被保険者証や受給者証等は、12月中旬に上越市からご本人または該当する方がいる世帯主あてにお送りします。なお、それらは平成17年1月1日からご利用いただけます。

※被保険者証等が届かないなど、ご不明な点がございましたら各町村役場の担当課にお問い合わせください。

（【 】内は通称です。）

12月中旬に上越市からご本人または該当する方がいる世帯主あてに「配達記録郵便」でお送りするもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・老人医療受給者証
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・国民健康保険被保険者資格証明書
- ・介護保険被保険者証

* 「配達記録郵便」とは、郵便局員が受領印と引き換えに直接手渡すものです。もしも不在の場合には、不在通知に従い、再配達をご希望になるか、もしくは配達した郵便局でお受け取りください。

12月中旬に上越市からご本人あてに「通常の郵便」でお送りするもの

- ・ひとり親家庭等医療費受給者証
- ・乳幼児医療費受給資格証
- ・国民健康保険標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険特定疾病療養受療証
- ・重度心身障害者医療費受給者証【県障受給者証】
- ・居宅受給者証【支援費受給者証】
- ・施設受給者証【支援費受給者証】
- ・知的障害者施設入所者医療受診券

■ 手続をしなくても現在お持ちのものが引き続き有効であるもの

※戸籍や住民票の記載事項については、市が修正を行うことから住民の皆さんの手続はいりません。

次の各種書類等については、合併に伴い、変更の手続をしていただく必要がないものです。なお、○印の付いているものは、ご希望により変更が可能です。

〔町村の事務に関するもの〕

〈母子保健関係〉

- ・妊婦一般健康診査受診票
- ・妊婦超音波健康診査受診票
- ・妊婦HBs抗原検査受診票
- ・乳児一般健康診査受診票
- ・乳幼児精密健康診査受診票・予防接種予診票

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市こども福祉課

〈子育て支援関係〉

- ・児童手当各種通知書
- ・放課後児童クラブ各種通知書
- ・母子生活支援施設各種通知書

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市こども福祉課

〈保育園関係〉

- ・ 保育園入園承諾書
- ・ 一時保育利用承認書
- ・ 延長保育利用決定通知書

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市こども福祉課

〈障害者福祉関係〉

- 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 通院医療費公費負担患者票
 - 療育手帳
 - ・ 更生医療決定通知書
 - ・ 福祉タクシー券
 - ・ 精神障害者入院医療費支給認定通知書
 - ・ 在宅介護手当支給認定通知書
 - ・ 心身扶養共済制度掛金助成承認通知書
- ※○印：ご希望により合併後随時、本庁か区総合事務所で、本人または代理人による変更届の提出により、無料で書換えができます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市福祉課

〈図書館関係〉

- ・ 図書貸出カード
- ※合併後、すべての図書館（室）で図書の貸出が受けられます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市立高田図書館

〈道路関係〉

- ・ 道路占用許可書
- ・ 法定外公共物占用許可書

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市道路課

〈高齢者福祉関係〉

- ・ 要介護認定者通知書
- ・ ふれあいランチサービス事業利用承認決定通知書
- ・ 高齢者向け住宅リフォーム決定通知書
- ・ 日常生活用具助成決定通知書
- ・ 緊急通報装置貸与決定通知書
- ・ 紙おむつ助成決定通知書
- ・ 在宅介護手当支給認定通知書
- ・ 訪問理美容利用承認通知書
- ・ 寝具丸洗い乾燥サービス事業決定通知書
- ・ 要援護世帯除雪費助成事業承認通知書
- ・ 養護老人ホーム措置開始決定通知書

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市高齢者福祉課

〈税務関係〉

- 原動機付自転車等のナンバープレート
 - ・ 納税証明書等の証明書類
 - ・ 町村税納税通知書
- ※○印：ご希望により合併後随時、本庁か区総合事務所で、本人または代理人による旧町村のナンバー返却後、上越市のナンバーが無料で交付されます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市税務課

〈体育関係〉

- テニスコート等の体育施設の月間または年間施設利用許可証
 - ・ 体育館、テニスコート等の体育施設の個人利用回数券
- ※○印：ご希望により合併後随時、利用許可証の交付場所で、本人または代理人により無料で交換ができます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市体育課

〈その他〉

○犬の鑑札

※○印：ご希望により合併後随時、本庁か区総合事務所で、本人または代理人による旧鑑札の返却後、有料(1,600円)で上越市の鑑札が交付されます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市健康づくり推進課

〈口座振替関係〉

・町村税や各種使用料等の口座振替

※現在、町村税や各種使用料等を口座振替されている方は、合併後も引き続き同じ口座から振替ができます。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市担当課

*し尿くみ取り手数料は、合併後、11町村（中郷村、板倉町を除く。）の方はすべて衛生券制度に変更になります。

〔お問い合わせ先〕

各町村役場担当課または上越市生活環境課

〔国の事務に関するもの〕

国民年金・厚生年金（受給者）証書

国民年金手帳

政府管掌健康保険（社会保険）被保険者証

※適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、場合によっては記号が変更となるため交換（更新）が必要となります。交換は、事業主を経由して行われます。（社会保険事務所から事業主に対して案内があります。）

〔お問い合わせ先〕 上越社会保険事務所（☎ 025-524-4111）

○自動車、オートバイの所有者・使用者の自動車検査証【車検証】

※○印：ご希望により合併後随時、車検証に記載された最寄りの機関で本人または代理人が住所表示変更証明書を添えて変更登録書を提出することにより、有料（100円未満）で書換えができます。

〔お問い合わせ先〕

・軽自動車（三、四輪）

軽自動車検査協会新潟主管事務所長岡支所（☎ 0258-22-0555）

・普通自動車

北陸信越運輸局新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所（☎ 0258-22-1131）

・二輪の軽自動車（126～250cc）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）

新潟県軽自動車協会長岡支所（☎ 0258-23-3115）

○土地・建物登記簿

○会社等の商業・法人登記簿

※○印：ご希望により合併後随時、所轄の法務局で本人または代理人が住所表示変更証明書を添えて変更登記申請書を提出することにより、土地・建物の所有者等の住所、会社役員等の住所が無料で変更できます。

*土地・建物の所在、会社本店等の所在についての登記簿の記載は、法務局にて修正が行われますので手続は不要です。法務局の変更手続が完了するまでの間は、謄本等が旧住所で発行されることとなりますが、謄本等は有効です。

〔お問い合わせ先〕 所轄の法務局

〔県の事務に関すること〕

旅券【パスポート】

〔所持している方〕

有効期間満了まで訂正しなくても有効ですが、訂正する場合は、最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で記入してください。（訂正の仕方：古い住所を二重線で消して、余白に正しい住所を記入）

〔申請する方〕

旅券（パスポート）発給申請のために提出する戸籍謄（抄）本は、発行後6か月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。また、旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も有効期間内であれば合併前のものでも使用できます。

〔お問い合わせ先〕 上越地域振興局県民サービスセンターパスポートコーナー
(☎ 025-526-9316)

○運転免許証

※○印：ご希望により合併後随時、県内の警察署（交通安全協会）の窓口や運転免許センターで、本人または同居家族（同居家族の場合、身分を確認できる免許証、保険証を持参）が住所を確認できる書類を持参し申請することにより、無料で新しい住所が裏面に記載されます。なお、新しい住所が表面に記載されるのは、次回の運転免許証更新時です。

〔お問い合わせ先〕 県内の警察署（交通安全協会）の窓口、運転免許センター

○自動車保管場所証明【車庫証明】

○保管場所標章【車に貼るステッカー】

※○印：ご希望により合併後随時、管轄の警察署の窓口で本人または代理人が申請することにより、有料で変更できます。（車庫証明：2,700円（普通車）、車に貼るステッカー：500円）

* 下記のとおり区域により手続の範囲が決まっています。（合併に伴って変更されません。）

- ・ 現在の上越市 普通自動車：必要、軽自動車：必要
- ・ 現在の町の区域 普通自動車：必要、軽自動車：不要
- ・ 現在の村の区域 普通自動車：不要、軽自動車：不要

〔お問い合わせ先〕 管轄の警察署の交通課

○質店営業許可証

○古物営業許可証

○警備業認定証

○警備員指導教育責任者資格者証

○機械警備業務管理者資格者証

○風俗営業許可証

○鉄砲刀剣類所持許可証

○猟銃用火薬類譲受（譲渡）許可証

※○印：ご希望により合併後随時、管轄の警察署の窓口で原則本人（代理の場合は照会）が、窓口へ許可証、認定証等を持参し申請することにより、無料で変更できます。

〔お問い合わせ先〕

管轄の警察署の生活安全課

〔その他公的機関の事務に関するもの〕

○郵便貯金通帳・証書（課税貯金）

○簡易保険証書（郵便局関係）

※○印：ご希望により合併後随時、最寄りの郵便局で本人または代理人が本人確認できる書類、住所表示変更証明書（合併後の住所が掲載されていれば保険証も可）、印鑑、証書類を持参し、異動届を提出することにより無料で変更できます。

〔お問い合わせ先〕 最寄りの郵便局

◆上越地域合併協議会の廃止のお知らせ◆

14市町村による合併に関する協議や新市建設計画の作成、合併に関し必要な事務など協議会における事務がすべて終了することに伴い、14市町村で設置した上越地域合併協議会については12月31日をもって廃止となります。

○各市町村のお問い合わせ先

□上越市役所（合併推進課）	☎ 025-526-5111
□安塚町役場（雪のまち総合課）	☎ 025-592-2003
□浦川原村役場（合併推進室）	☎ 025-599-2301
□大島村役場（企画振興課）	☎ 025-594-3101
□牧村役場（総務課）	☎ 025-533-5141
□柿崎町役場（総務課）	☎ 025-536-2211
□大潟町役場（総務課）	☎ 025-534-2111
□頸城村役場（企画財政課）	☎ 025-530-4529
□吉川町役場（企画振興課）	☎ 025-548-2311
□中郷村役場（政策推進室）	☎ 0255-74-2413
□板倉町役場（総務課）	☎ 0255-78-2141
□清里村役場（総務課）	☎ 025-528-3111
□三和村役場（総務課）	☎ 025-532-2401
□名立町役場（総務課）	☎ 025-537-2121

* 合併後は上越市役所の各担当課及び区総合事務所へお問い合わせください。

〈お問い合わせ、ご意見・ご要望・ご提言は……

上越地域合併協議会事務局へ〉

〒943-8601

新潟県上越市木田1-1-3（上越市役所合併推進課内）

TEL：025-526-5111 FAX：025-526-8363

[E-Mail]：gappeikyo@city.joetsu.niigata.jp

[URL]：http://www.city.joetsu.niigata.jp/merger/